

# 介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**介護保険料が減免**となります。

（令和2年2月1日～令和3年3月31日までの納期限分が対象です）

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者  
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(\*)が見込まれ、次の(1)、(2)に該当する第1号被保険者  
⇒ **保険料の一部を減額**

### ※保険料が一部減額される要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかの減少額（保険金損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** ( $A \times B/C$ ) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

### 減免対象保険料額 ( $A \times B/C$ )

A: 当該第1号被保険者の保険料額

B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

### 前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

200万円以下の場合 : 全部(10分の10)

200万円を超える場合 : 10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額 ( $A \times B/C$ ) の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、  
まずは 嘉麻市高齢者介護課にお問い合わせ下さい。

嘉麻市役所 高齢者介護課 介護賦課徴収係

電話 : 0948-42-7431